

ふるさと応援奨学金（貸付型）Q&A

Q 1 大学等とは？

A 1 学校教育法第83条に規定する大学（専攻科、別科及び大学院は除きます。）、同法108条に規定する短期大学及び同法124条に規定する専修学校の専門課程のことを言います。

Q 2 給付型と貸付型の2つの支援金制度に同時に申し込むことはできますか。

A 2 どちらか一方にしか申し込みできませんので、ご了承ください。

Q 3 提出書類に「世帯全員の住民票の写し」とありますが、同居しているが別世帯である者も含まれますか。

A 3 申請者が属する世帯のみの住民票の写しをご提出ください。なお、住民票には本籍地の記載は不要で、続柄の記載は必要です。

Q 4 浪人している場合、推薦書はどうすればよいのでしょうか。

A 4 卒業した高等学校などで作成してもらってください。

Q 5 高等学校卒業程度認定試験合格者の場合、推薦書と成績証明書はどうすればよいのでしょうか。

A 5 この場合、推薦書と成績証明書の提出は省略することができます。

Q 6 入学支援金の貸付時期はいつでしょうか。

A 6 奨学生に決定したのちに、進学する大学等の決定後直ちに次の書類を提出していただきますので、その後書類を受理した日から30日以内に入学支援金を振込みします。ただし、入学金を一旦立て替えて支払うことができない場合は、現金にて貸付することもできますので、事前にご相談ください。

①入学支援金請求書

②進学する大学等の合格通知書の写しと入学金額がわかるもの

Q 7 奨学生に決定後、大学等に合格できなかつたらどうなりますか。

A 7 入学金の支援が趣旨であるため、合格できなかつた場合は、貸し付けすることはできません。なお、翌年度に奨学生の権利を引き継ぐこともできません。

Q 8 在学証明書の代わりに学生証の提示でもいいのでしょうか。

A 8 1年目のみ学生証の写しの提出（又は提示）で構いません。ただし、2年目以降は在学証明書を提出してください。

Q 9 入学金を支払った事実がわかるものとは具体的にどういったものなのでしょうか。

A 9 領収書や振込み明細書、通帳などで入学金の額と支払い先（大学等）が記載されているものをご提示ください。

Q 10 日本学生支援機構などの奨学金と併用してよいのでしょうか。

A 10 入学金の支援が趣旨であるため、他の奨学金と併用することは構いません。

Q 11 入学支援金には、利子が付与されますか。

A 11 入学支援金は、無利子での貸し付けとなります。

Q 12 具体的な返還方法は？

A 12 大学等を卒業した年の翌年1月1日から10年間で、均等に分割した金額を返還していただきます。なお、大学等を卒業後、毎年1月1日現在、豊明市に住民登録を有し、かつ、引き続き居住したときは、その年の返還を免除することができます。

Q 13 留学・留年などの理由で大学の場合は4年、短期大学の場合は2年、専修学校の場合は1年で卒業できないときはどうすればよいでしょうか。

A 13 大学等を卒業した月の翌月から同年12月末日までに入学支援金返還明細書を提出していただき、その後貸付額を10年間で返還していただくこととなります。

Q 14 連帯保証人として必要な書類は？

A 14 申請時に連帯保証人の所得証明書（当該年度分）及び区市町村民税納税証明書（当該年度分と前年度分）の提出が必要です。また、奨学生として決定したのちに、印鑑証明書を提出していただきます。なお、申請書などに連帯保証人として2人が連署しなければなりません。そのうち1人は、申請者の保護者又は未成年後見人でなければなりません。もう1人は、申請者とは別世帯で、確実な保証能力がある方をお願いしてください。

Q 15 連帯保証人の「確実な保証能力があるかどうか」はどのような基準で判断されますか。

A 15 成年で独立の生計を営み、区市町村民税を滞納していないことが条件となります。

Q 16 高等学校等卒業見込証明書が発行できないと学校に言われましたが、どうすればよいでしょうか。

A 16 学校によっては、申請時点（7月）では卒業見込証明書が発行できない学校があるため、その場合は、学校にいつなら発行できるかを聞いていただき、申請書類を提出していただく際、いつなら提出できるかを学校教育課の窓口にてお伝えください。その後、時期が来ましたら卒業見込証明書を発行してもらい、学校教育課にご提出ください。